

補助対象外（要綱第4条第3項）

- （1） 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- （2） 販売及び賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築又は保有する者
- （3） 事業所等の転換において、第2条第2号ア以外を設置する者
- （4） 専用住宅又は事業所等並びに敷地を共有又は借りている者で、共有人又は賃貸人の承諾が得られない者
- （5） 社員又は職員等の福利厚生のための住宅又は公営住宅に浄化槽を設置する者
- （6） 市税等の未納がある者
- （7） 申請時に市外に在住していたもので、浄化槽の設置工事完了後、申請をした年度末までに、本市へ住民票を異動していない者
- （8） 既設合併浄化槽の更新又は改築により浄化槽を設置する者